

山口県警察に勤務する職員の職務発明等に関する訓令

平成23年3月1日

本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職務発明等に係る特許を受ける権利等の承継、登録補償金及び実施補償金の支払等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明をいう。
- (2) 考案 実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案をいう。
- (3) 意匠 意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠をいう。
- (4) 実施 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項又は意匠法第2条第3項に規定する実施をいう。
- (5) 業務発明等 山口県警察に勤務する職員(以下「職員」という。)がした発明、考案又は意匠の創作であって、その性質上職員の属する又は属していた所属の分掌事務の範囲内に属するものをいう。
- (6) 職務発明等 業務発明等であって、その発明、考案又は意匠の創作をするに至った行為が職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(業務発明等の届出)

第3条 職員は、業務発明等をしたときは、当該発明、考案又は意匠(以下「発明等」という。)について特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願(以下「特許出願等」という。)をする前に、遅滞なく、業務発明等届(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添え、所属長を経由してその旨を警察本部長(以下「本部長」という。)に届け出なければならない。

- (1) 発明若しくは考案の詳細な説明を記載した書面及び必要な図面又は意匠を記載した図面若しくはこれに代わる写真、ひな形若しくは見本
- (2) 発明、考案又は意匠の創作をするに至った経緯を記載した書面
- (3) 発明、考案又は意匠の創作が2人以上の者によって共同でなされた場合にあっては、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利又は意匠登録を受ける権利(以下「特許を受ける権利等」という。)の持分の割合を証する書面

2 所属長は、前項の業務発明等届を受理したときは、遅滞なく、これに意見書(別記第2号様式)を添えて本部長に送付しなければならない。

(職務発明等の認定等)

第4条 本部長は、前条第1項の規定による業務発明等の届出があったときは、当該業務発明等が職務発明等であるかどうかの認定をし、その結果を当該届出をした職員に通知するものとする。

2 本部長は、前項の規定により業務発明等が職務発明等であると認定したときは、当該業務発明等をした職員の特許を受ける権利等を県が承継するかどうかの決定をし、その結果を当該職員に通知するものとする。

3 前2項の規定による通知は、所属長が前条第1項の業務発明等届を受理した日から3月以内にするものとする。

(特許を受ける権利等の譲渡義務等)

第5条 職員は、前条第2項の規定により特許を受ける権利等を承継すると決定した旨の通知(以下「権利承継の通知」という。)を受けたときは、当該特許を受ける権利等を遅滞なく県に譲渡しなければならない。

2 職員は、権利承継の通知を受けた場合において、当該特許を受ける権利等を共有する者からその持分を県に譲渡することについて同意を求められたときは、これを拒んではならない。

(権利の制限)

第6条 業務発明等をした職員は、第4条第1項の規定により職務発明等ではないと認定した旨の通知又は同条第2項の規定により特許を受ける権利等を承継しないと決定した旨の通知を受けた場合(以下「権利制限が解除された場合」という。)を除き、当該発明等について、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 特許を受ける権利等の全部又は一部を県以外の者に譲渡すること。

(2) 実施をすること。

(3) 他人に実施を許諾すること。

2 業務発明等をした職員は、権利制限が解除された場合を除き、当該発明等について、特許を受ける権利等を共有する者が前項第1号又は第3号に掲げる行為をすることに同意しようとするときは、あらかじめ、権利譲渡等同意承認申請書(別記第3号様式)を本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 業務発明等をした職員は、権利制限が解除された場合を除き、当該発明等について、次の各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、当該各号に定める様式によりその旨を本部長に届け出なければならない。

(1) 特許出願等 特許出願等届(別記第4号様式)

(2) 特許出願等の分割 特許出願等分割届(別記第5号様式)

(3) 特許出願等の変更 特許出願等変更届(別記第6号様式)

(4) 特許出願等の取下げ 特許出願等取下届(別記第7号様式)

(秘密の保持)

第7条 業務発明等をした職員は、権利制限が解除された場合を除き、当該発明若しくは考案に係る特許出願若しくは実用新案登録出願について拒絶

の査定若しくは出願公開がなされ、又は当該意匠について意匠権の設定の登録若しくは意匠登録出願の拒絶の査定がなされるまでの間は、当該発明若しくは考案の内容又は意匠を漏らしてはならない。ただし、発明若しくは考案の内容又は意匠を公表することについてあらかじめ本部長の承認を受けたときは、この限りでない。

（出願費用の支払）

第8条 本部長は、職員が特許出願等を行った発明等について第5条第1項の規定により特許を受ける権利等を譲り受けたときは、当該特許出願等に要した費用の額のうち本部長が相当であると認める額を当該職員に支払うものとする。

（登録補償金の支払）

第9条 本部長は、第5条第1項の規定により職員から特許を受ける権利等を譲り受けた発明等（以下「権利承継発明等」という。）について特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得したときは、当該職員（当該職員から特許法第35条第3項（実用新案法第11条第3項又は意匠法第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による相当の対価の支払を受ける権利を承継した者がある場合にあっては、当該承継人。以下「対価の支払を受ける権利を有する者」という。）に対し、登録補償金を支払うものとする。

2 前項の規定による登録補償金（以下「登録補償金」という。）の額は、特許権等1件につき1万円（第5条第1項の規定により特許を受ける権利等の持分を譲り受けた場合（以下「持分を譲り受けた場合」という。）にあっては、1万円にその持分の割合（2人以上の職員から持分を譲り受けた場合にあっては、その持分の割合の合計。以下「権利承継割合」という。）を乗じて得た額）とする。

3 1件の特許権等について対価の支払を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、登録補償金は、当該権利の割合に応じて支払うものとする。

（実施補償金の支払）

第10条 本部長は、県が毎年4月1日から翌年3月31日までの間に権利承継発明等により財産上の利益を得たときは、対価の支払を受ける権利を有する者に対し、実施補償金を翌年5月31日までに支払うものとする。

2 前項の規定による実施補償金（以下「実施補償金」という。）の額は、県が得た利益の額（持分を譲り受けた場合にあっては、当該利益の額に権利承継割合を乗じて得た額）に100分の50を乗じて計算した金額を基準として、本部長が権利承継発明等1件ごとに決定する。

3 権利承継発明等に係る特許を受ける権利等又は特許権等が共有に係る場合における前項の規定の適用については、同項中「当該利益の額」とあるのは、「当該利益の額を県の有する特許を受ける権利等又は特許権等の持分の割合で除して得た額」とする。

4 1件の権利承継発明等について対価の支払を受ける権利を有する者が2

人以上あるときは、それぞれの者に支払うべき実施補償金の額は、それぞれの当該権利の割合に応じて決定するものとする。

5 本部長は、職務発明等について県が貢献した程度が著しく低いと認められるときその他前3項の規定により実施補償金の額を決定することが適当でないとき認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に実施補償金の額を決定することができる。

6 本部長は、第2項から前項までの規定により実施補償金の額を決定したときは、速やかに、対価の支払を受ける権利を有する者に通知するものとする。

(不服の申立て)

第11条 業務発明等をした職員は、第4条第1項の規定による認定に不服があるときは、同項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、本部長に不服の申立てをすることができる。

2 対価の支払を受ける権利を有する者は、実施補償金の額の決定に不服があるときは、前条第6項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、本部長に不服の申立てをすることができる。

3 本部長は、前2項の規定による不服の申立てを受理したときは、当該不服の申立てを受理した日から60日以内に、当該不服の申立てを却下し、若しくは棄却し、又は第4条第1項の規定による認定を取り消し、若しくは実施補償金の額を変更する旨の決定をし、その結果を当該不服の申立てをした者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、職務発明等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。